

科目名	知的財産権法	科目分類	■専門科目群 □総合科目群		
			法律学科	□必修 ■選択	
			学科	□必修 □選択	
英文表記	Intellectual Property Right	開講年次	□1年 □2年 ■3年 □4年		
		開講期間	□前期 □後期 ■通年 □集中		
ふりがな	くまがい しげる	実務家教員担当科目	○	修得単位	4単位
担当者名	熊谷 繁	実施方法	■対面のみ □遠隔のみ □対面・遠隔併用		
授業のテーマ	知財立国をテーマにしている日本国において大学や企業における知的財産活用を促進するために、知的財産権に関する法律知識及び法律用語を習得する。				
到達目標	知的財産権の種類及び概要を説明できるようにする。				
授業概要	知的財産権の内容である各法律を体系的に説明する。				
授業計画					
第1回	知的財産権の種類、知的創造物についての権利、営業標識についての権利	第17回	著作権の目的、定義、権利主体、権利内容		
第2回	産業財産権の法的性質、発生、主体的要件	第18回	著作者の権利、著作隣接権		
第3回	産業財産権の客体的要件、効力	第19回	実演家の権利、レコード製作者の権利、放送事業者の権利		
第4回	特許法、特許制度、発明と特許、外国特許の取得	第20回	著作権の保護客体、著作物の種類、二次的著作物		
第5回	実用新案法、実用新案制度、実用新案権、実用新案技術評価書制度	第21回	編集著作物、データベースの著作物、権利の目的とならないもの、パブリシティ権		
第6回	意匠法、意匠権、意匠法の特徴	第22回	共同著作、法人著作、映画の著作物の著作者および著作者		
第7回	商標法、機能と意義、商品と役務	第23回	著作者人格権(公表権、氏名表示権、同一性保持権)、著作者人格権侵害みなし		
第8回	商標と標章、商標法における使用概念	第24回	著作権の種類(複製権、上演・演奏権、上映権、公衆送信権等、口述権、展示権、頒布権、譲渡権)		
第9回	商標の登録要件(使用意思、積極的登録要件、消極的登録要件)	第25回	貸与権、翻訳・翻案権等、二次的著作物の利用権、著作権侵害みなし		
第10回	商標の登録要件(不登録事由)	第26回	著作権の制限規定(私的使用目的の複製、図書館等における複製、引用、試験問題として複製、		
第11回	団体商標制度、地域団体商標制度、防護標章制度	第27回	営利を目的としない上演等、時事問題に関する論説の転載等、情報公開法による開示のための利用)		
第12回	商標権、商標権の効力、一般的制限、更新登録制度、商標権の回復	第28回	出所明示、複製物の目的外利用、著作者人格権との関係		
第13回	不正競争防止法、目的、定義	第29回	著作権の保護期間(無名・変名の著作物、団体名義の著作物、映画の著作物)、保護期間の計算方法		
第14回	不正競争行為に対する救済	第30回	著作権の登録制度、著作権に関する国際条約(ベルヌ条約、万国著作権条約)		
第15回	不正競争防止法の使用制限、禁止、罰則	第31回	国際的知的財産法、パリ条約、特許協力条約(PCT)		
第16回	前期定期試験	第32回	後期定期試験		
授業時間外の学習	日ごろから毎日のニュース等に十分に注意を払い、知的財産に関心を持つこと。				
履修条件 受講のルール	適宜資料コピーを配布しますが、欠席した学生には資料を配布しません。欠席者は友人同士でコピーしてください。				
テキスト	なし				
参考文献・資料	知的財産権六法、角田政芳著、三省堂				

成績評価の方法	前期・後期の試験結果により総合的に判断する。 ※出席回数が規定に満たなかった場合及び授業料その他納入金等の全額を納めていない場合は試験を受けることができません。
オフィスアワー	火曜日 14:00～16:30
成績評価の基準	秀(100～90点)、優(89～80点)、良(79～70点)、可(69～60点)、不可(59点以下)
実務経験及び実務を活かした授業内容	特許庁で審査・審判官としての経験及びその後弁理士としての経験に基づいた様々な事項をその時々に応じてお話しする。
学生へのメッセージ	情報社会で知財を知らないと、知らないうちに権利侵害となっている可能性があり、大きな失敗を招く恐れがあります。自分自身で判断できるように知的財産権について学びましょう。